

長崎県本庁舎広告募集要項

長崎県では、県有財産の新たな有効活用を図るため、長崎県本庁舎のエレベーターホールやエレベーター内等に広告掲出枠（フレーム）を設置し、民間企業等のポスター広告の掲出場所として貸付を行います。この広告掲出場所を活用していただく広告主を募集します。

１．募集する広告掲出枠の場所、規格等

場所	規格・種類	枠数	1 枠当たりの 月額料金	空き状況 (○ = 空き)
長崎県庁行政棟 1 階中央エレベーターホール(西側)	B2 判 縦 ポスター (728mm×515mm)	1	12,000 円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	○
長崎県庁行政棟 1 階中央エレベーターホール(中央)	B2 判 縦 ポスター (728mm×515mm)	1		
長崎県庁行政棟 1 階中央エレベーターホール(東側)	B2 判 縦 ポスター (728mm×515mm)	1		○
長崎県庁行政棟 2 階売店前(食堂側)	B2 判 縦 ポスター (728mm×515mm)	1		
長崎県庁行政棟 2 階売店前(売店側)	B2 判 縦 ポスター (728mm×515mm)	1		
長崎県庁行政棟 8 階展望室入口(展望室側)	B2 判 縦 ポスター (728mm×515mm)	1	3,000 円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	○
長崎県庁行政棟 8 階展望室入口(エレベーター側)	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 1 号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1	8,000 円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 1 号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 2 号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 2 号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 3 号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 3 号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 4 号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 4 号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm×420mm)	1		

(1) エレベーターの稼働時間は、点検時を除き以下のとおりです。

- ・ 中央エレベーター 2 号機 (1 階 ~ 7 階)

職員:24時間利用可

来庁者:平日18時~ 8時30分の間及び休日は利用不可

- ・ 中央エレベーター 3 号機 (1 階 ~ 8 階)

職員:平日21時~ 7時の間及び休日は利用不可

来庁者:平日18時~ 8時30分の間及び休日は利用不可

- ・ 中央エレベーター 4 号機 (1 階 ~ 8 階)

職員:平日18時~ 8時30分の間及び休日は利用不可

来庁者:平日21時~ 7時の間及び休日21時~ 9時の間は利用不可

(2) 広告掲出位置図、掲出イメージは以下の資料をご確認ください。

- ・ 広告掲出位置図 (行政棟 1 階、行政棟 2 階及び行政棟 8 階)
- ・ 広告掲出イメージ (写真)

2 . 広告掲出期間

掲出希望月の 1 日から令和 7 年 9 月 30 日 (火) まで (1 か月単位から)

3 . 申込方法

持参又は郵送にて、以下の書類を 9 の部局まで提出してください。

- (1) 長崎県本庁舎広告掲出申込書 (様式第 1 号 (ポスター用))
- (2) 誓約書 (様式第 2 号)
- (3) 広告原案 (ポスター)
- (4) 会社概要 (業務内容) 等の資料

4 . 申込期間

令和 7 年 8 月 15 日 (金) まで

持参する場合の受付時間は、平日の 9 時から 17 時までとします。

郵送の場合は、令和 7 年 8 月 15 日 (金) 17 時必着とします。

5 . 申し込みに際しての留意事項

- (1) 申し込みは、1 ヶ月単位とします。
- (2) 広告ポスター作成費用は、広告主の負担となります。
- (3) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、9 の部局が行います。
- (4) 広告掲出期間中に広告内容を変更する場合は、変更の 2 週間前までに 9 の部局への協議が必要となります。

6 . 関係規程

業種、広告内容等について基準等を設けています。申し込みにあたっては、以下の規程をご確認ください。

- ・ 長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱
- ・ 長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領
- ・ 長崎県県有施設広告掲出取扱基準

7．選定方法

申し込みのあった広告について、9の部局において6の関係規程に適合するか審査します。また、同一の掲出場所に枠数以上の申込みがあった場合は、次の選定順位により選定します。同順位の場合は、抽選により選定します。抽選により当選した枠から空き枠への変更は、抽選会終了までは可能ですが、終了後は受け付けません。

(1) 希望月数の多いもの。

(2) 県内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有するもの。

8．広告掲出決定後の手続き

(1) 掲出決定の通知

広告掲出の可否及び掲出場所については、9の部局から申込者に対して通知します。

(2) 契約締結

上記(1)の通知の際、契約書を同封しますので、押印のうえ指定された日までに提出してください。

(3) 広告原稿(ポスター)の提出

指定された日までに、広告原稿(ポスター)を提出してください。

(4) 広告掲出場所貸付料の納付

9の部局から納入通知書を送付しますので、指定の日までに金融機関窓口にて納入してください。

9．担当部局(申込書提出先)

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県 総務部 管財課 財産活用班

(電話) 095-895-2186

(FAX) 095-895-2553

(メール) s01050@pref.nagasaki.lg.jp